

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共） 【2,048(1,946)百万円】

対策のポイント

食料の安定的な生産の基礎となる基幹的水利施設において、地域の農業構造やエネルギー需給構造の変化等に対応しつつ、適切な管理水準を確保するための体制の整備・強化を図ります。

<背景／課題>

- ・農業水利施設の多くは土地改良区が管理しているものの、都市化・混住化の進展に伴う集落機能の低下や組合員の減少などにより、その管理体制が脆弱化しつつあることから、本事業により、地域住民等を含めた非農家の管理参画の枠組みを構築しつつ、土地改良区の管理体制の整備・強化に取り組んでいます。
- ・一方、東日本大震災後、エネルギーを賢く消費する社会の構築に向け、省エネの最大限の推進を図ることが喫緊の課題となっており、農業水利施設においても、**省エネルギー対策の一層の推進**が求められています。
- ・このため、**省エネに資する施設の整備にかかる経費を本事業の支援対象に追加するとともに、土地改良区による主体的な取組を推進するため、予防保全・省エネ対策の事業実施主体に土地改良区を追加し、地域の農業構造やエネルギーの需給構造の変化等に対応した基幹的水利施設の管理体制の整備・強化**を図ります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

基幹的水利施設の管理体制の整備を図っていくため、次に掲げる活動に対する助成を行います。

- 1 管理体制の整備・強化に対する支援
- 2 高度化対策、地域防災対策、技術支援対策、予防保全・省エネ対策（拡充）の実施

補助率：1／2

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区（拡充）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-1363）]

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(拡充)

- 本事業は、都市化・混住化に伴う農業水利施設の管理体制の脆弱化等に対応するため、国営事業で造成された農業水利施設等の適切な管理を維持する管理体制の整備・強化に対する支援を行うもの。
- 一方で、東日本大震災後、エネルギーを賢く消費する社会の構築に向け、省エネの最大限の推進を図ることが喫緊の課題となっており、農業水利施設においても、省エネルギー対策の一層の推進が求められているところ。

国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)

<ポイント>

エネルギー需給構造の変化 管理コストの増嵩

- ・ 震災後のエネルギー需給構造の変化を踏まえ、政府をあげた節電の取組が必要。
- ・ 土地改良区の管理コストの増嵩により、適切な管理の確保が困難となるおそれ

○日本再興戦略 -JAPANisBACK- (平成25年6月14日:抜粋)

日本全体でエネルギーを賢く消費する環境を整備
家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る
既存住宅・ビルの省エネ改修の促進等を図る

○2013年度夏季の電力需給対策(電力需給に関する検討会合)

国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電を要請。具体的な数値目標は設けないが、需給見通し上見込んでいる各電力管内の定着節電値を目安として示す。

	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
数値目標を伴わない 節電要請※ (定着節電分の積実な実施)	7月1日～9月30日の平日(8月13日～15日を除く) 9～20時								
2013年度夏季定着節電 見込み(2010年度比)	▲6.3%	▲3.8%	▲10.5%	▲4.0%	▲8.7%	▲4.0%	▲3.6%	▲5.2%	▲8.5%

※被災地、高齢者や乳幼児等の弱者、熱中症等への健康被害に配慮を行う。

農業水利施設における 省エネ化に向けた取組の推進

- ・ 省エネに資する施設の整備にかかる経費を支援対象として追加

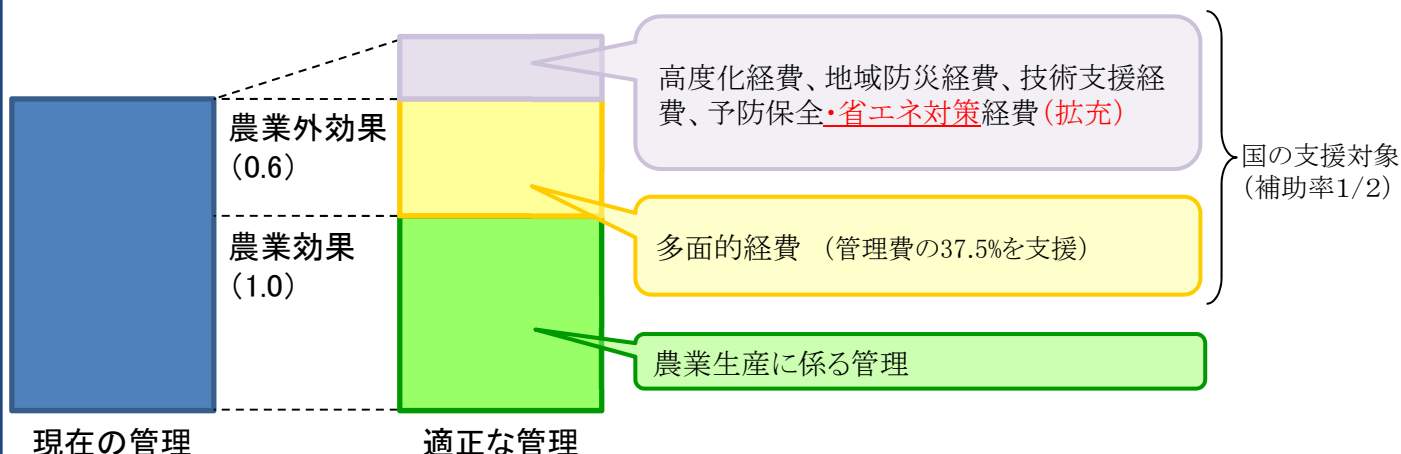
○省エネに資する機器の例



農業水利施設における省エネ化
エネルギーを賢く消費する社会の実現

<拡充内容>

強化支援費の『予防保全経費』を『予防保全・省エネ対策経費』として拡充



農山漁村地域整備交付金（公共）

【112, 211（112, 828）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進します。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※()内に記載する25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200)
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842)
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

【農業農村整備】



排水不良のため水田転作による麦・大豆の作付けが困難

【森林基盤整備】



路網整備の遅れにより間伐材の効率的な搬出が困難

【水産基盤整備】



漁港施設の老朽化による施設損壊の危険性

【海岸保全施設整備】



高潮の発生による越波被害

同一都道府県・市町村内

農村

農業農村分野
農村振興局

山村

森林分野
林野庁

漁村

水産分野
水産庁

「農山漁村地域整備計画」を策定して実施

交付金の仕組み

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に実施（関係事務の一本化・統一化）

農山漁村地域整備と一体となつて、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能（農・林・水横断的な予算融通が可能）

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表（客観性・透明性の確保）

農業農村分野＋森林分野＋水産分野＋効果促進

農山漁村

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 288(3, 225) 百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約150kmに及びます。
- ・特に海拔ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業により沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

【約13%（平成23年度末）→約45%（平成28年度末）】

<主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 279(3, 216) 百万円
国庫負担率：2／3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【7, 891（7, 980）百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため災害復旧事業を実施します。

＜災害をめぐる現状＞

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にある、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

＜主な内容＞

1. 直轄農業用施設災害復旧事業

139（139）百万円

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省65/100、北海道・離島・奄美85/100、沖縄90/100
（但し、農家1戸当たりの事業費により負担率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：国

2. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業

13（13）百万円

「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

国庫負担率：農林水産省2/3、北海道4/5
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：国

3. 農業用施設災害復旧事業

4, 917（4, 860）百万円

農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65%、沖縄80%
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

4. 農地災害復旧事業

2, 784 (2, 903) 百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50%、沖縄80%
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 海岸保全施設等災害復旧事業

38 (65) 百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により負担率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【272（183）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強等を行います。

<災害をめぐる現状>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域をはじめ、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性の向上を図るため、再度災害の恐れがある場合は、災害復旧事業に併せた隣接残存施設等の改築、補強等が求められています。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害等の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せた再度災害防止に係る残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

（国庫負担率、補助率：2/3、1/2等）
事業実施主体：国、地方公共団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]